

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和3年1月13日午後1時00分～午後5時05分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) ストーカー対策大阪ネットワークの設置について

ストーカー事案の被害者への更なる支援及び加害者対策等を目的とした「ストーカー対策大阪ネットワーク」を設置する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ オール大阪でストーカー対策を強化する非常に心強い取組であり、関係機関と早期に情報共有を図り、効果的な対策を講じてもらいたい。

(2) 令和2年中の特殊詐欺認知・検挙状況（速報値）について

令和2年中における特殊詐欺の認知件数は、1,108件で前年に比べ約39%減少し、被害金額は約22億4千万円で約11%減少した。また、検挙件数は584件で前年に比べ約19%減少したが、検挙率は約53%で約13ポイント増加した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 認知件数、被害金額ともに減少しているものの、未だ多数の被害者がいる状況であり、引き続き、検挙活動に努めていただくとともに、あらゆる機会を捉えて、被害防止の広報啓発もお願いしたい。

(3) 強制わいせつ事件の検挙について

捜査第一課が、茨木警察署、犯罪対策戦略本部等と合同で、標記の事件につき、被疑者1人を5回検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 地域で不安に感じている犯罪について、関係所属が連携して綿密な分析等を行い、検挙・抑止に繋がった非常に意味のある事案だと認識している。

(4) 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議について

1月12日、大阪府新別館南館において開催された「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」の結果について報告があった。

【委員発言要旨】

○ 日本でも早期にワクチン接種が行われることを期待しているが、当面の間は、感染防止に配意して現状の態勢維持に努めてもらいたい。また、緊急事態宣言の発令に伴い、関係機関から警察に協力要請がなされることも想定し、適切な対応をお願いしたい。

(5) 令和2年中の犯罪情勢（暫定値）について

令和2年中の全刑法犯の認知件数は、前年に比べ約19%減少し、検挙件数及び検挙人員はともに減少しているが、検挙率は増加した。また、大阪重点犯罪の認知件数は、強制性交等及び公然わいせつが増加し、強制わいせつ、特殊詐欺及び自動車関連犯罪が減少した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

- 日々の尽力により、刑法犯の認知件数が減少して、検挙率が向上し、体感治安も良くなってきていると認識している。引き続き、安全安心なまち大阪の実現に向けた取組をよろしくお願いしたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、59件の行政処分を決定した。

(2) 運転免許拒否処分の処分内容の変更について

運転免許拒否処分の処分内容の変更について上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく代行聴聞結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分1件について、審議の結果、飲食店営業の停止を決定した。

(4) 古物営業法等に係る「公安委員会処分基準」の一部改正について（案）

古物営業法等に係る「公安委員会処分基準」の一部を改正したい旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(5) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案

運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

(6) 裁決取消請求事件の応訴について

裁決取消請求事件について、令和2年8月19日、大阪地方裁判所に提訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することとして決裁した。

(7) 警察職員の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件について、可として決裁した。

(8) 意見要望の受理等について

意見要望 13 件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 令和 3 年度における留置施設統合運用の施行について

令和 2 年度春から 6 警察署において留置施設の統合運用を試行しているが、令和 3 年度には新たに 9 警察署を試行に加えた運用を推進していく旨の報告があった。

(2) 令和 2 年中の不服申立て・行政事件訴訟の結果等について

令和 2 年中における行政不服審査法等に基づく不服申立ての受理件数は 161 件で、前年に比べ 52 件減少した。処理件数については、前年からの繰越分を含め 173 件処理した。また、行政事件訴訟の発生件数は 13 件で、前年に比べ 11 件減少した旨の報告があった。

(3) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

12 月 7 日から 1 月 3 日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上